

第二種特定鳥獣管理計画  
「第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画」

令和4年3月

愛 媛 県



# 目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	管理が行われるべき区域	1
5	管理の目標	2
(1)	現状	2
ア	生息環境	2
イ	生息動向及び捕獲状況	6
ウ	被害及び被害防除状況	8
エ	狩猟者登録数の推移	10
(2)	管理の目標	12
(3)	目標を達成するための施策の基本的な考え方	12
6	数の調整に関する事項	14
(1)	個体数管理	14
(2)	個体数管理の方法	14
(3)	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	16
7	生息地の保護及び整備に関する事項	17
(1)	森林管理	17
(2)	耕作地とその周辺の管理	17
(3)	耕作放棄地とその周辺の管理	17
8	その他管理のために必要な事項	18
(1)	被害防除対策	18
(2)	モニタリング等の調査研究	18
(3)	資源としての有効利用	19
(4)	計画の推進体制	20



## 1 計画策定の目的及び背景

ニホンジカは、日本に古くから生息する野生動物で、生態系を構成する一要素として重要な役割を果たすとともに、貴重な狩猟資源としても活用されてきた。

しかし、近年、ニホンジカによる農林作物等被害が深刻となっており、対症療法的な対応では被害軽減につながらないことが、全国の事例でも明らかになってきた。

こうした状況の中、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、平成20年10月、農林作物等被害が深刻な宇和島市、鬼北町、松野町及び愛南町を対象として、科学的かつ計画的な管理により、ニホンジカの生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定める第1次の特定鳥獣保護管理計画の策定に至った。

当管理計画に基づいた施策により、捕獲頭数の増加など一定の成果はあったが、農林作物等の被害額、被害面積は依然として増加傾向にあり、県内他地域にも広がりつつあったことから、平成24年3月、対象区域を県内全域に拡大した第2次計画を策定し、狩猟の規制緩和等により捕獲圧を強化してニホンジカの生息数の適正管理に努めた。その後、第3次計画を策定し、更なる捕獲圧の強化を推進し、引き続きニホンジカの長期にわたる安定的な生息水準の達成と農林作物等被害の軽減を図ってきたが、依然として被害の拡大傾向がみられるため、今回第4次計画を策定し、人とニホンジカとの共存に資することとする。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ：*Cervus nippon*（以下「シカ」という。）

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

## 4 管理が行われるべき区域

愛媛県全域とする。

## 5 管理の目標

### (1) 現状

#### ア 生息環境

本県は、四国西部を高知県と二分する形でその北側を占めており、東予、中予、南予の三つの地方に分けられる。県の東縁は香川、徳島の両県に、南縁は高知県に接し、東から西へ、石鎚山脈を通過して四国カルストと、標高 1,000m を越える四国山地の脊梁に沿い、その後南下して県南部の鬼ヶ城山系、篠山山系へと続く。県の北縁、西縁は、燧灘や伊予灘に浮かぶ島々を囲むように瀬戸内海を西

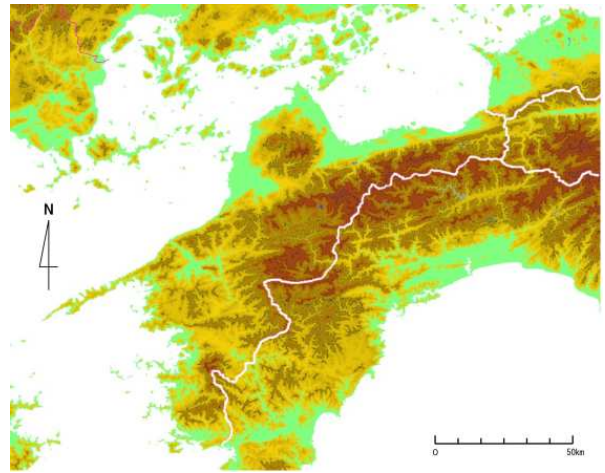


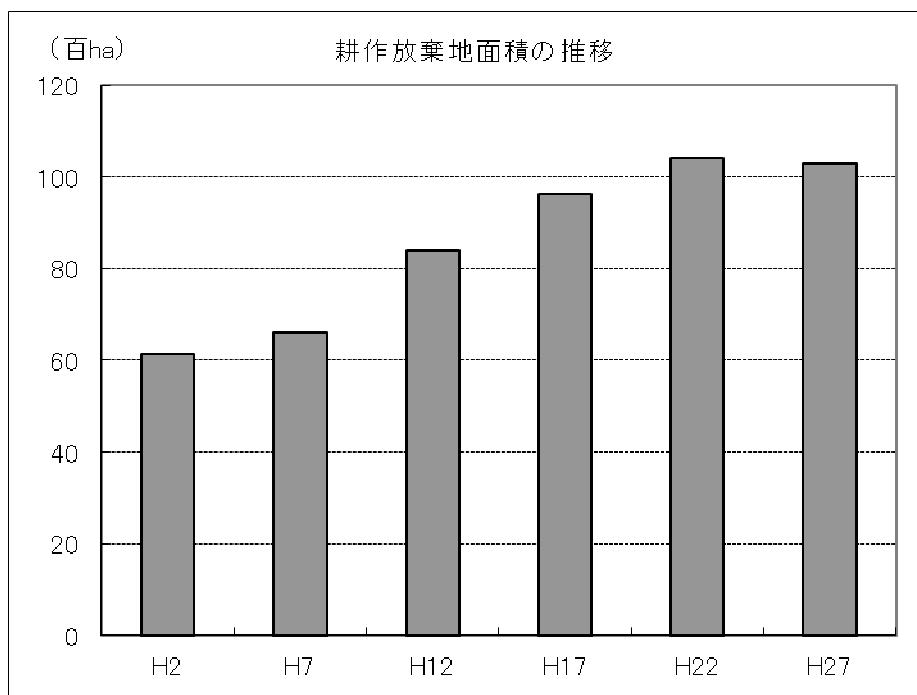
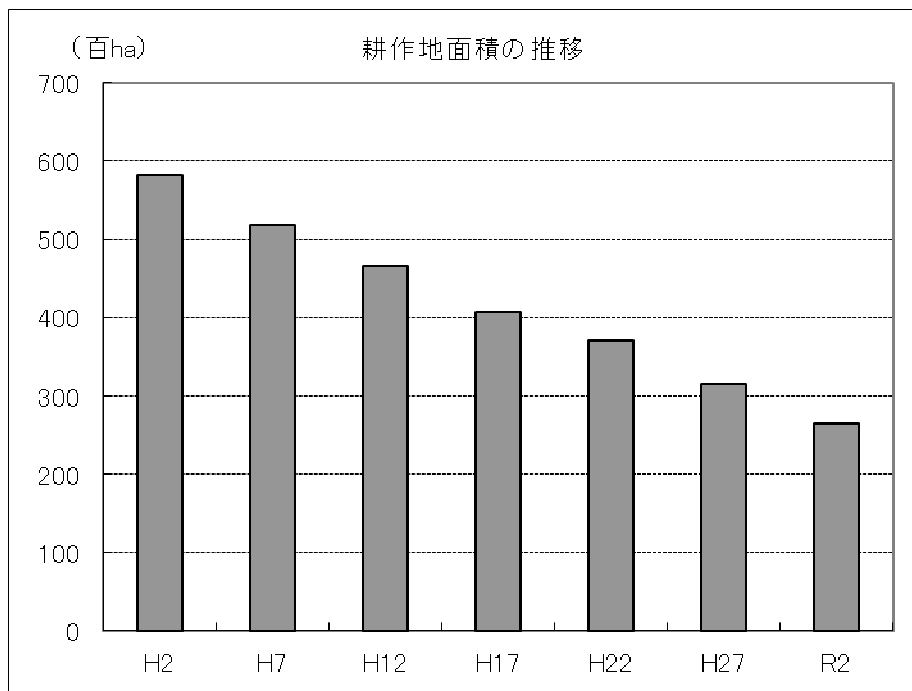
図-1 平地と山地の分布を鳥瞰した地形

進し、豊予海峡を通過して豊後水道を南下している。陸地の北縁は、瀬戸内海に面した比較的ゆるやかに長く東西に伸びる海岸線で、その西端佐田岬から、県の陸地の西縁を成す複雑なリアス式海岸へと繋がって宇和海に臨んでいる。陸地の大部分は、標高 1,982m の石鎚山を頂点とする山地からなり、平地は少ない。まとまった平野は、中予と東予の境を成す島状の高縄山塊の東西と、その東に連続する東予の海岸線沿いに広がっている。〔図-1〕

本県は、穏やかな気候にめぐまれ、平地では、東・中予は瀬戸内海気候で温暖少雨となっており、ほとんど積雪は無く、南予では気温はやや高めで降水量は多くなる。山岳地方では、気温は低く降水量は多い。積雪も中予南部から南予の山地に比較的多い。一部には、一冬に何度か 1 m を越える地域もある。

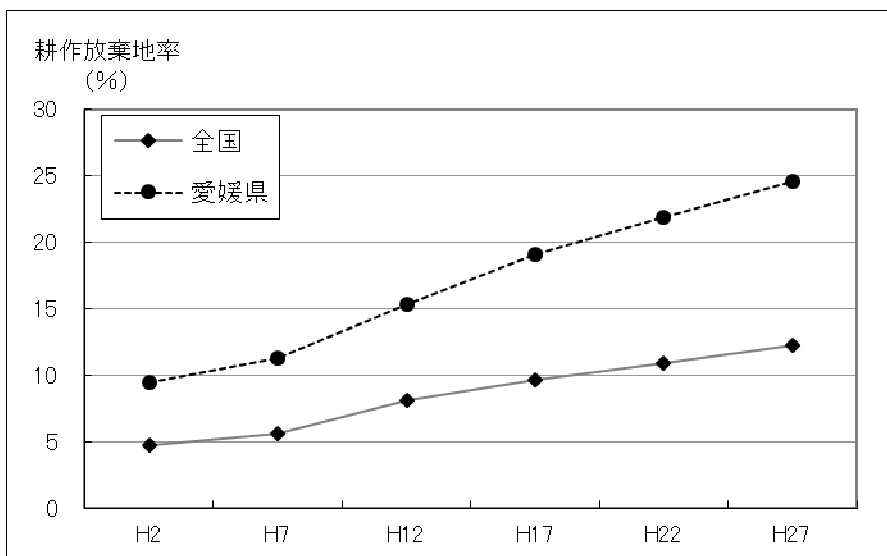
こうした多様な地形や気候を反映して、植生も、潜在的には、暖帯から亜寒帯にわたった多様な構成を示している。しかしながら、本県の総土地面積の 70% 余りを占める森林面積のうち、55% をスギ・ヒノキ・マツ類の人工林が占めており、平地から山地にかけての大半が、農耕地かスギ・ヒノキの人工林となっており、潜在植生がそのまま自然植生となっている所は少ない。自然植生が見られる所では、海岸地帯は、本来のホルトノキ・タブノキ・ウバメガシ・トベラ群集やそれにとって替わったクロマツ林が、特に佐田岬以南の海岸線に残っている。東・中予の平地から標高 1,000m くらいまでの山地は、常緑広葉樹林域で、そのうち 500m くらいまではシイ・カシ林と混生し、それ以上の標高でカシ林となっている所が多い。標高 1,000~1,700m には 石鎚山系や鬼ヶ城山系など、ブナ林とその下層にシャクナゲ帯が一部に残り、日当たりの良い山頂部が広いササ原となっている所も見られる。石鎚山系の標高 1,700m 以上には、シコクシラベを主とする亜寒帯針葉樹林域がわずかに見られる。

農業面での土地利用状況を、平成2年度以降の統計から見てみると、耕作地面積は減少し、耕作放棄地面積は増加傾向となっている。〔図-2〕（耕作放棄地については、平成27年以降は面積の集計を行っていない）。



資料：「農林業センサス」

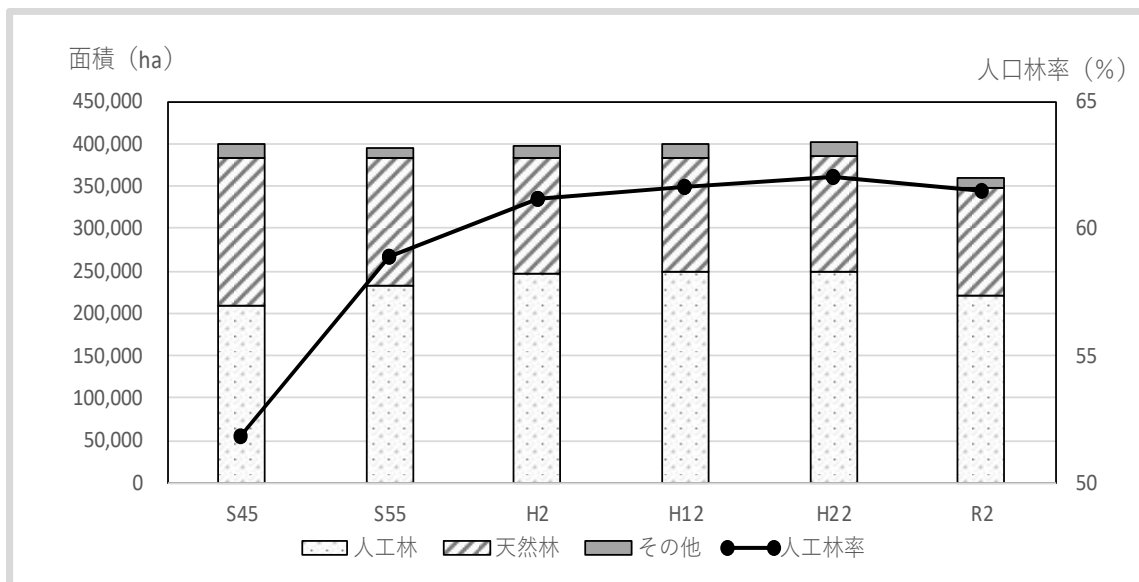
図-2 耕作地と耕作放棄地面積の推移



図－3 耕作放棄地の推移

資料：「農林業センサス」

この耕作放棄地の増加は全国的なものであるが、平成 27 年度における本県の耕作地に対する放棄地の割合は 2 割を超え、全国平均の約 2 倍になっている。〔図－3〕（耕作放棄地については、平成 27 年以降は面積の集計を行っていない）。



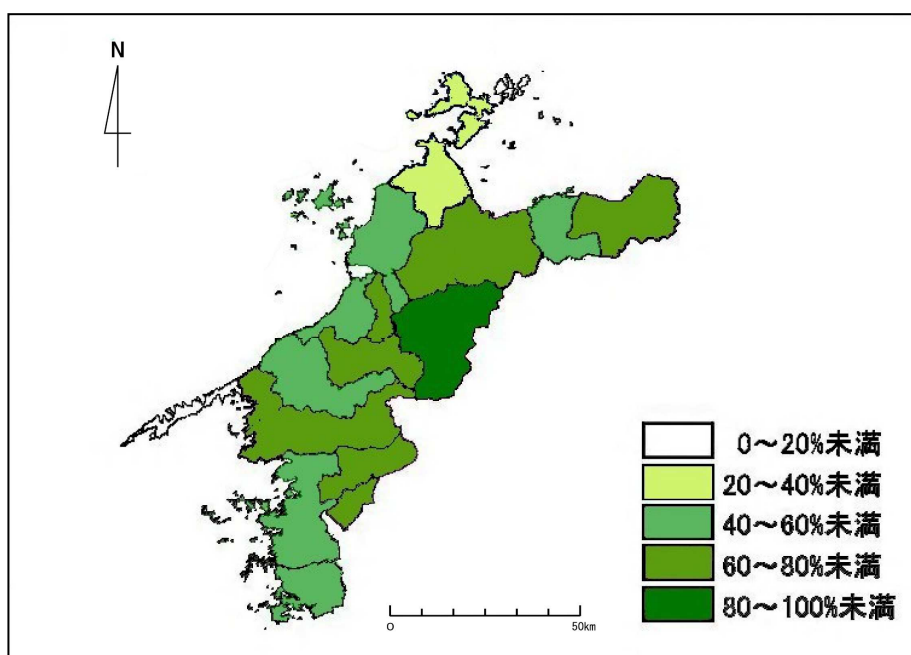
図－4 人工林と天然林の面積の推移

資料：「農林業センサス」

また、林野面積は、過去 40 年間でほとんど変化がなく、人工林率も 60% 強となっている。〔図－4〕



このような中で、市町別では人工林率に地域差があり、令和2年度には、東予の大半と中・南予の山寄りの市町で県平均を上回り、東予の新居浜市と今治市、中予と南予南部の海寄りの市町で県平均を下回っている。〔図－5〕



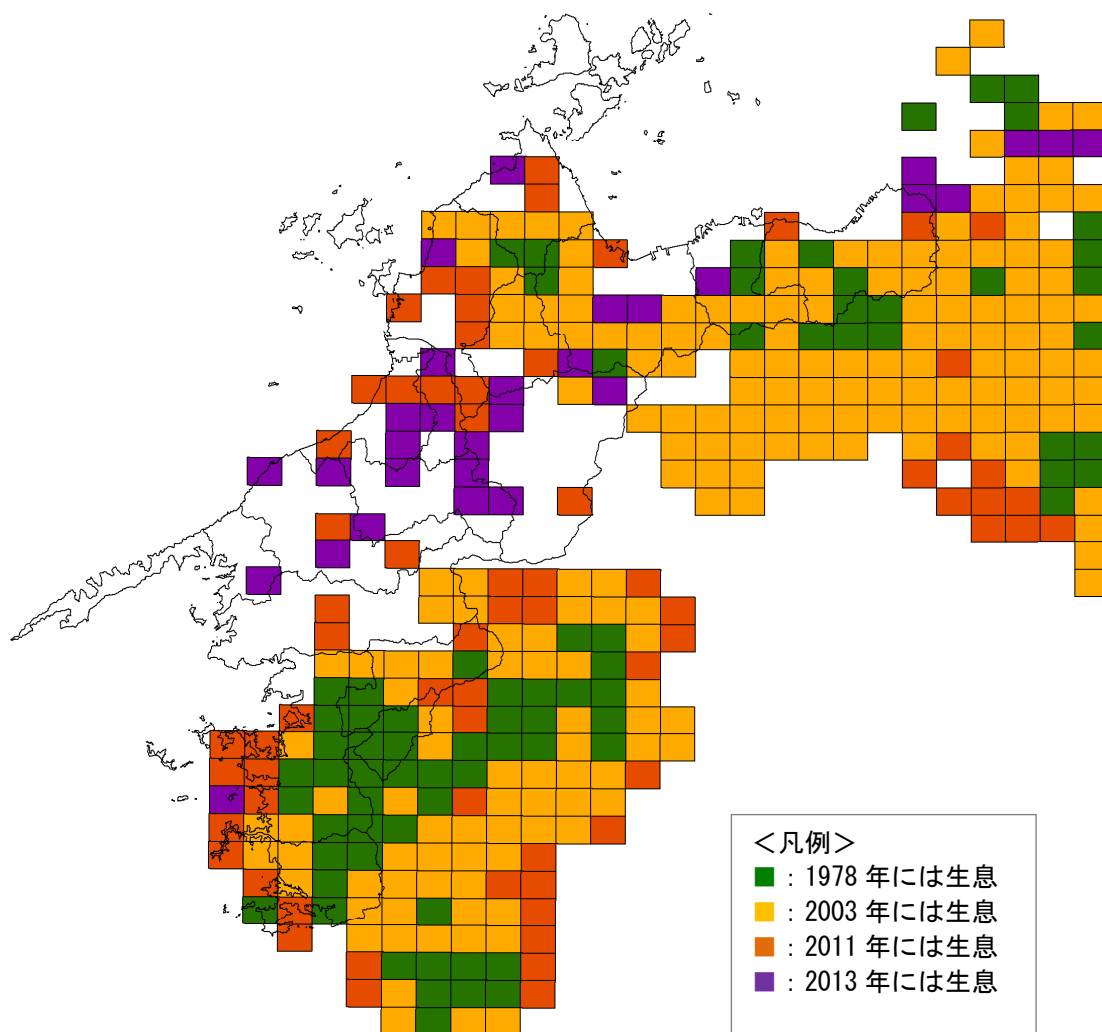
愛媛県林業政策課資料

図－5 人工林率の分布

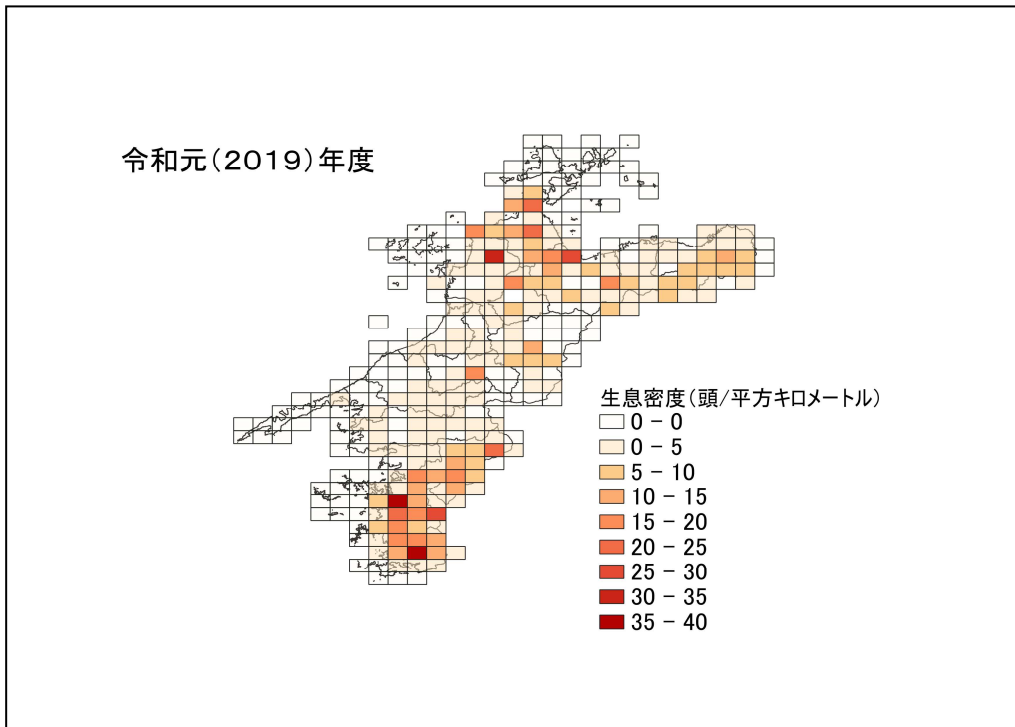
## イ 生息動向及び捕獲状況

### (ア) 生息動向

シカの生息が確認された年をメッシュ単位で見ると、南予南部地域では隣接する高知県も含めて分布が拡大し、昭和 53 年（1978 年）当時、分布域が狭かった東予東部地域と東予西部・中予北東部地域でもその後分布が拡大し、両地域は連続するようになった。県全体での個体数を推定した結果、平成 10 年度以降緩やかに増加し続け、令和元年度の個体数は中央値で 30,564 頭（90%信用区間で 18,129～53,811 頭）と推定され、南予南部地域、東予西部・中予北東部地域、東予東部地域で生息密度が高く、市町単位で見ると、宇和島市、松野町における生息密度が高くなっている。〔図－6、図－7〕



図－6 メッシュ別シカ生息確認年（環境省、2015）

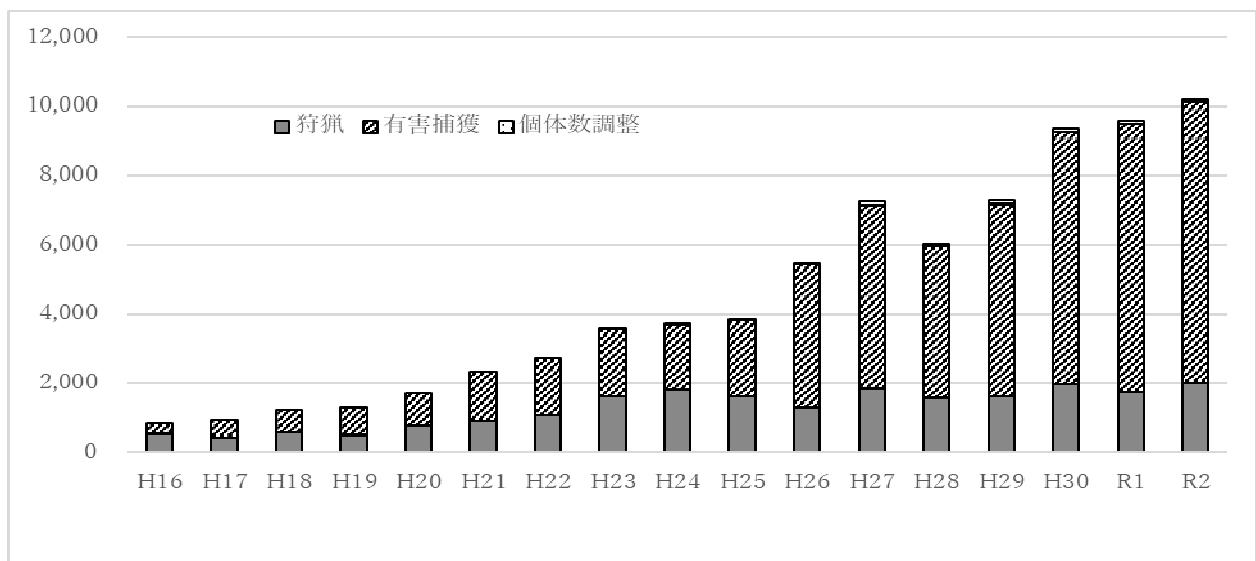


図ー7 令和元年度のメッシュ別シカの推定生息密度

(イ) 捕獲状況

県内の狩猟と有害鳥獣捕獲による捕獲総頭数は、平成16年度は約850頭であったが、それ以降は増加し続け、令和2年度には10,202頭と10倍以上の大幅な増加となっている。内訳をみると、狩猟による捕獲、有害鳥獣捕獲ともに、同様の傾向を示しているが、特に有害鳥獣捕獲が大幅な増加となっている。〔図ー8〕

これは、平成19年度に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正によりメスジカの狩猟が解禁され、また、平成24年度から県内全域を対象に狩猟期間を延長したこと等が要因となって、捕獲頭数が毎年増加することとなったものと推察される。



図ー8 捕獲頭数の推移

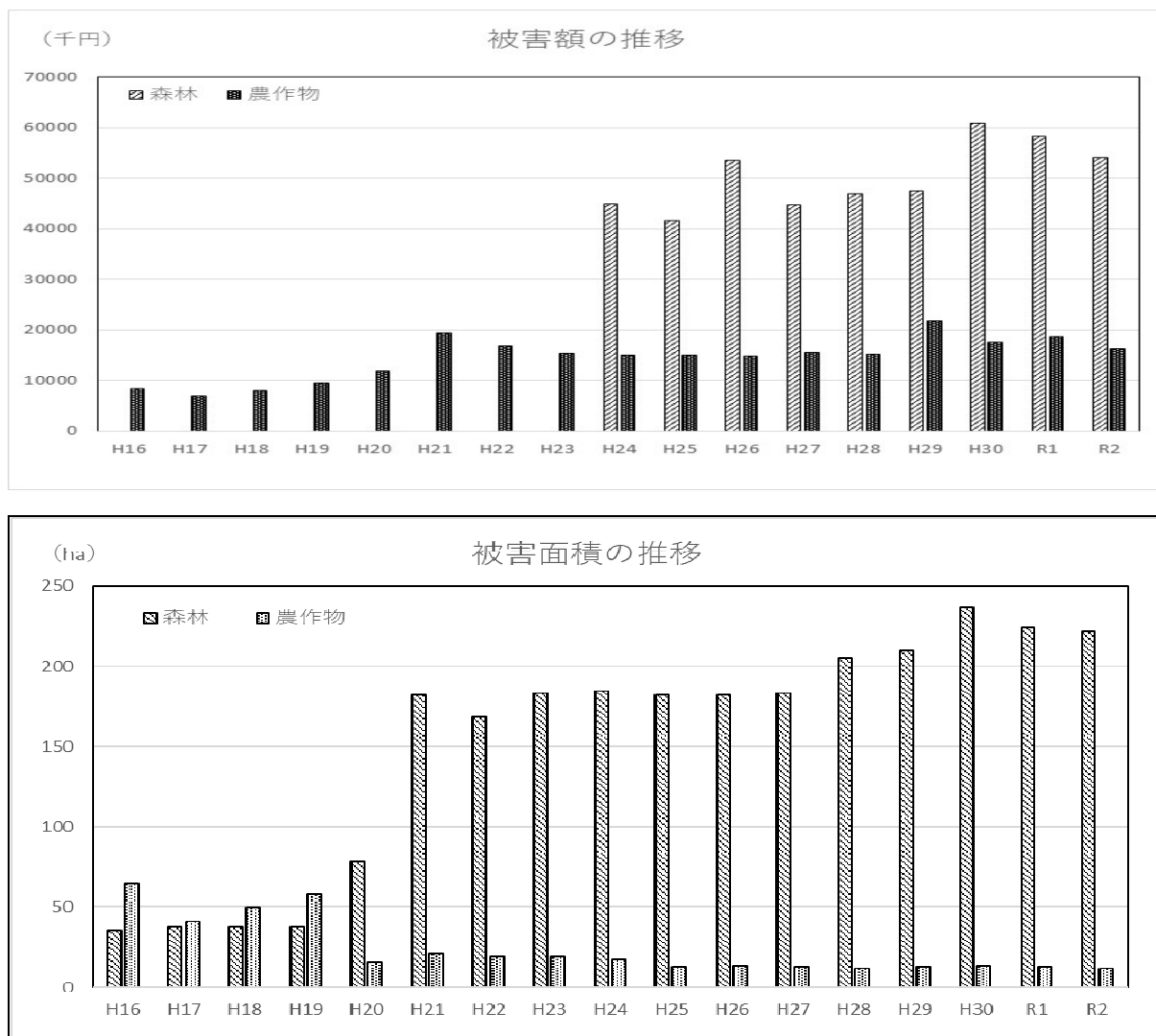
ウ 被害及び被害防除状況

(ア) 被害状況

被害額と被害面積の推移についてみると、農作物被害額は、平成13年度には17,000千円を超えていたものが14年度にはいったん約5,000千円にまで減少するものの、その後は増加傾向にあり、21年度以降は約15,000～20,000千円台の高い被害レベルで推移している。

森林被害額は、集計を始めた平成24年度から平成29年度にかけて約40,000千円～50,000千円以上の高い水準で推移しており、平成30年度には60,000千円を超えた。しかしその後、令和元年と令和2年にかけては減少傾向にある。なお、被害の大半はスギ・ヒノキ人工林の樹皮及び植栽木の枝葉の食害である。

農作物と森林の被害面積は、平成20年度まで約100haで推移していたが、21年度には2倍超に急増し、平成27年度まではほぼ同水準で推移していたが、平成28年度以降は更に増加が見られる。〔図－9〕



図－9 被害額と被害面積の推移

愛媛県農産園芸課  
愛媛県森林整備課資料

これを東・中・南予の地方別に見ると、南予における被害額と被害面積が全県の大部分を占めていることがわかる。中予では、これまでほとんど被害が現れてきていなかったが、26年度からわずかではあるが現れるようになってきている。また、東予における被害面積が、平成16年度から20年度までは全県比で10%前後であったものが、21年度以降は急増して35%ほどとなり、それ以降も一定の水準を占めている。このことは東予のシカの増加を示唆しており、注目すべきことである。〔図-10〕

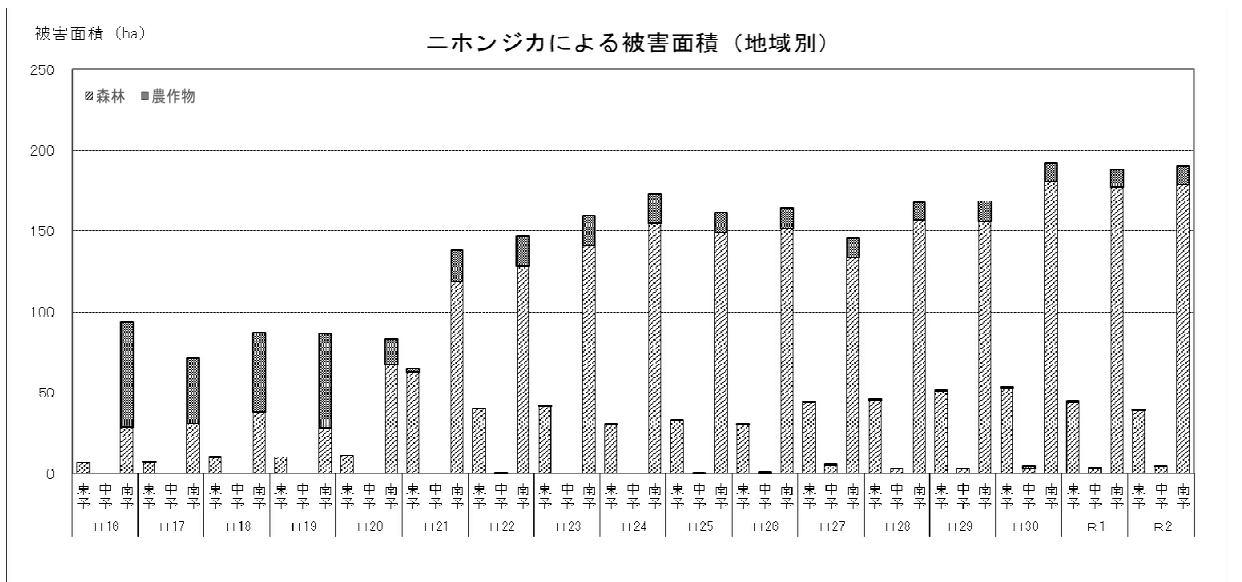
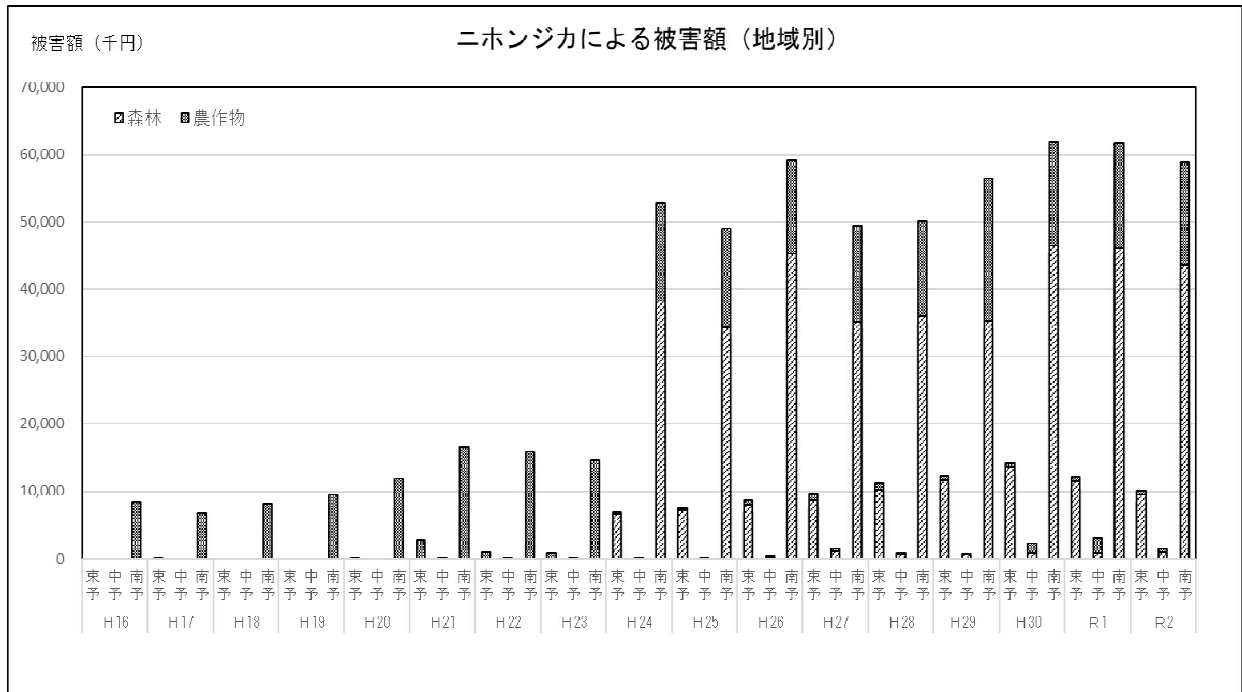


図-10 被害額と被害面積の推移 (地域別)

被害額：愛媛県農産園芸課  
 被害面積：愛媛県農産園芸課  
 愛媛県森林整備課資料

(イ) 被害防除状況

被害防除状況については、シカが農地に侵入することを防止するための鉄筋・金網柵、電気柵、捕獲活動に必要な資材（箱わな等）購入を支援するほか、藪の刈り払いや放任果樹の撤去等、鳥獣害を受けにくい集落ぐるみの被害対策を普及し、農業被害防除対策の推進を図っている。〔表－1〕

また、森林所有者等が、シカによる食害防除のため、森林施業と一体的に実施する侵入防除策や獣害防除資材の設置等を支援する等、森林被害対策の推進も図っている。

表－1 被害防除の支援状況

【国補事業】											(単位:ha、基)
区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	計 (H23～R2)
鉄筋・金網柵	208.5	313.4	232.8	416.4	376.9	184.5	172.3	135.0	78.5	96.8	2,215.1
電気柵	22.0	15.0	8.7	6.3	0.8	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	56.6
箱わな・囲いわな	229	205	186	146	95	161	152	158	176	170	1,678

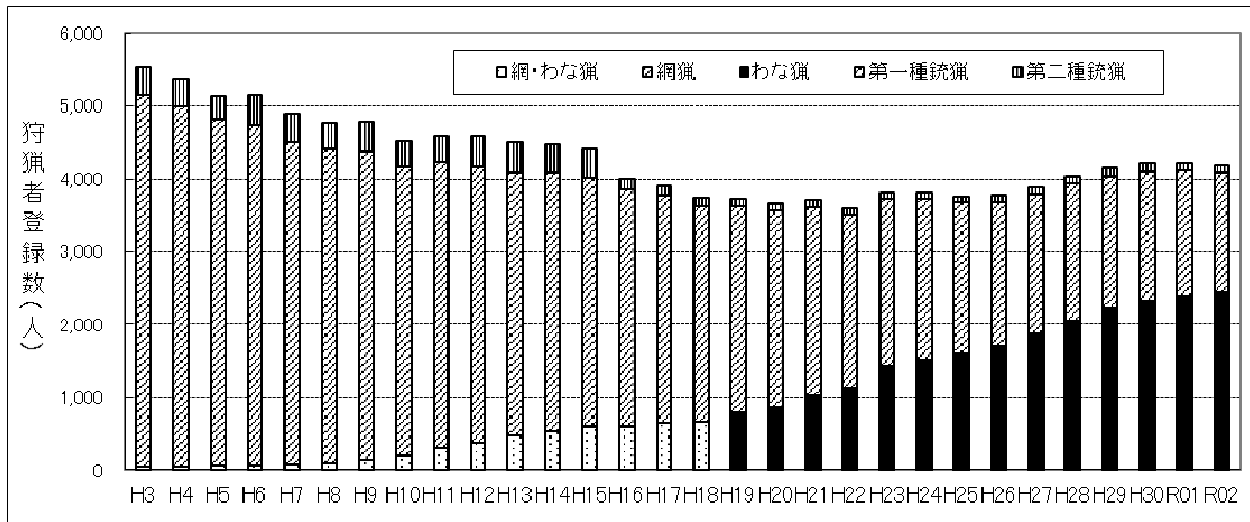
  

【県単事業】											(単位:ha、基)
区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	計 (H23～R2)
鉄筋・金網柵	19.3	43.5	79.3	61.4	63.1	72.6	120.7	44.0	71.4	29.0	604.3
電気柵	50.4	70.6	57.3	47.5	17.3	21.5	66.8	16.0	29.8	15.9	393.1
箱わな・囲いわな	4	2	0	2	1	9	4	0	0	4	26

愛媛県農産園芸課資料

エ 狩猟者登録数の推移

県内の狩猟者登録数は、基本的には減少傾向にあるものの、平成17年度に4千人を割って以降はほぼ横ばいで推移していたが、第一種銃猟が減少する一方で、わな猟が増加しており、平成28年度には4千人台に回復した。それ以降はほぼ横ばいの状態が続いているが、令和2年度をみると、わな猟の割合が全体の約58%となっている。〔図－11〕



図－11 免許種別狩猟登録数の推移

愛媛県自然保護課資料

県内の狩猟免許所有者数は、昭和53年の11,540人をピークに減少傾向となり、令和2年度は5,648人となっている。

年齢別構成の経年変化を見ると、昭和50年代の後半から急速に20歳代の若年層が減少し、平成になると20歳代の占める割合は約1%と極めて低く、同時に30歳代も減り始め、平成

16年度以降は、登録者の82%超を50歳代以上が占めるようになるなど、若年の免許取得者の減少に伴う高齢化が顕著となっている。[図-12]

野生鳥獣の保護管理や有害鳥獣の主要な担い手である狩猟者の育成・確保は重要な課題であり、今後ともその育成・確保に努める必要がある。

なお、平成26年度に一部改正された鳥獣保護管理法において、平成27年度からは、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられた。本県では、平成28年度に18歳の高校生等3名、平成30年度に1名が取得したほか、令和元年度には県内の獣医学部の大学生等9名が取得した。

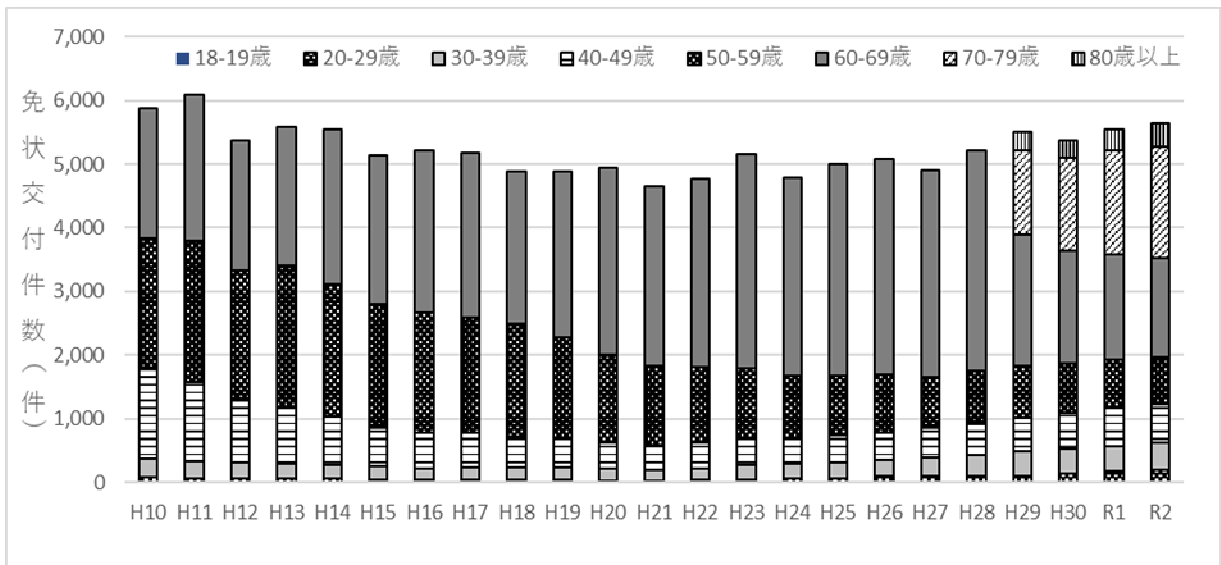


図-12 年齢別狩猟免許交付件数の推移

愛媛県自然保護課資料

## (2) 管理の目標

### ア 管理区分

シカを取り巻く自然環境や社会的条件は地域によって異なるため、**生息密度が高いと推定された次の3地域を重点的に管理する。**

- ・東予東部地域（新居浜市、四国中央市）
- ・東予西部・中予北東部地域（西条市、今治市、松山市、東温市）
- ・南予南部地域（西予市、宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町）

また、シカによる自然植生被害が確認され、被害の拡大が懸念される石鎚山系地域（西条市）についても**管理を強化するとともに**、シカの被害区域の拡大を抑制するため、上記以外の地域についても一体的に管理するものとする。

### イ 管理目標

シカは、特定の縄張りを持たず、生息条件の良い環境では高い密度で生息可能な性質を持つため、個体数が適正密度を超えた場合には、周辺に深刻な農林作物被害を及ぼしたり、自然植生を改変するほどの影響を及ぼしたりすることもある。このことから、状況によっては、人が積極的に個体数管理や環境整備に関わる必要がある。

以上の点を考慮して、本計画の管理の目標を以下のとおりとする。

- ・個体数の増加を減少に転じさせる。
- ・農林作物被害を軽減する。
- ・生態系への重大な影響を回避する。

## (3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

科学的かつ計画的な管理を行うため、個々の現場に即した実行計画の作成、各施策の実施、各種モニタリング、施策や計画の評価、検討、改正という流れを断ち切ることなく、長期的に取り組むことが必要である。

モニタリングでは、生息動向変化の指標となる捕獲状況、被害状況、生息密度の変化を総合的にとらえ、シカの生息環境の急激な変化に留意し、各種施策による効果の評価、検討を行い、管理に反映させることとする。〔図-13〕



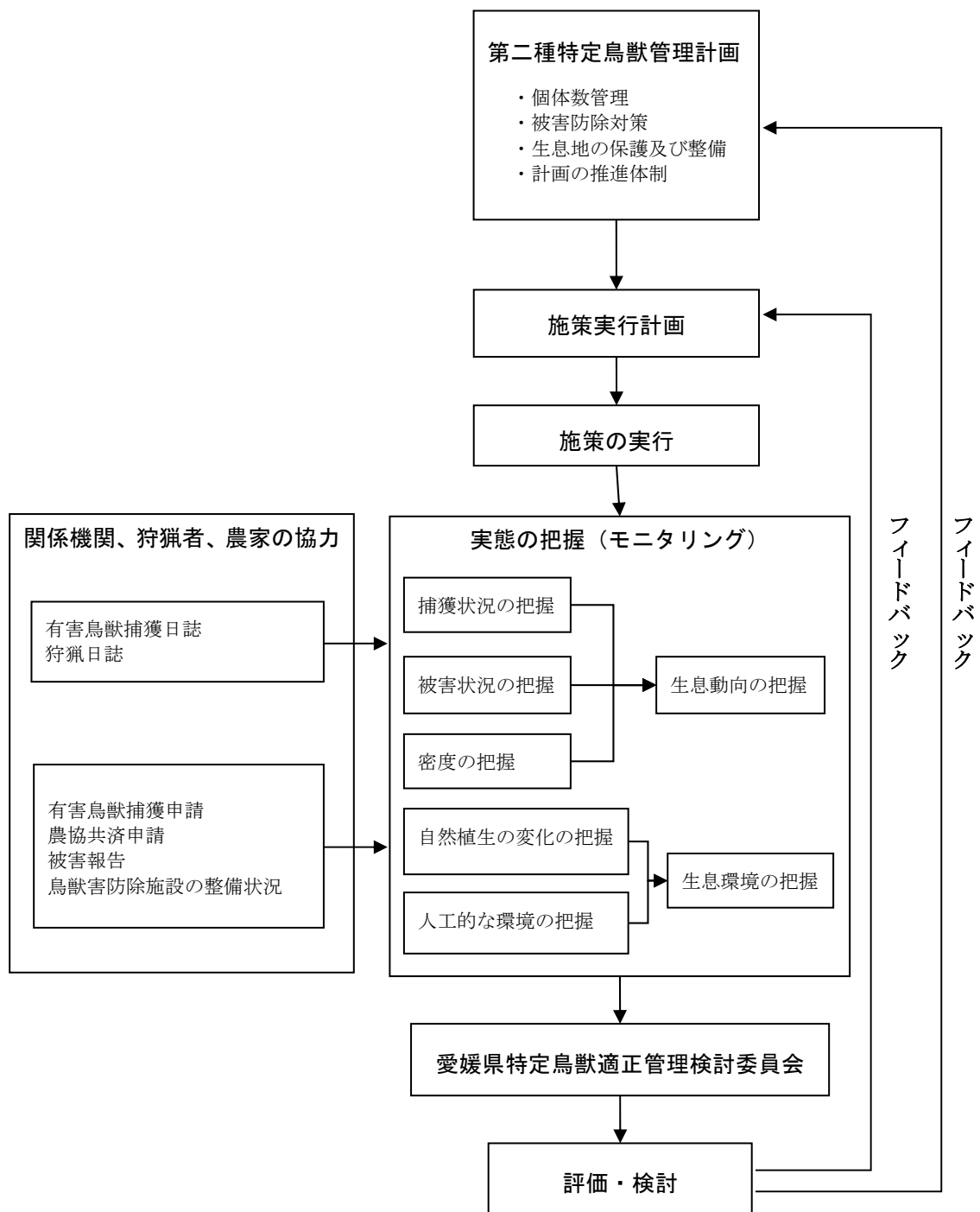


図-13 シカ適正管理のフロー

## 6 数の調整に関する事項

### (1) 個体数管理

シカの個体数の急激な増加は、農業や林業等の生産活動だけでなく、自然環境や生態系にも悪影響を及ぼし、そのことが、ひいてはシカの個体群自体への悪影響にもつながることになる。特に、個体数が急激に増加していると推測される地域や、シカ被害の発生が著しい地域においては、積極的な捕獲を進めることによって、適正な生息密度に調整することが重要である。

また、国が平成 25 年 12 月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」においては、シカの個体数を平成 35 年度（令和 5 年度）までに半減させることを当面の捕獲目標とした。

このため、引き続き捕獲圧を強化することとし、狩猟期間延長等の狩猟規制の緩和や、被害発生状況に応じた捕獲の強化、県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業をあわせて行うことにより、種の絶滅を回避しつつ、社会的に容認されるレベルにまで被害が収束に向かうよう個体数を管理する。個体数の管理に当たっては、**令和 8 年度までに個体数を平成 26 年度の半数に近づけるよう年間捕獲目標頭数を大幅に引き上げた第 3 次計画と同じ年間 11,000 頭を目標に捕獲に努めることとする。**

ただし、この方法は、緊急的かつ一時的対策としてとらえ、シカの生息環境を整備するなど中・長期的な観点に立つ施策と並行して慎重に行うものとする。

また、個体数管理を進めるにあたっては、個体数推定だけにとらわれず、捕獲実績、被害の推移、生息数（密度）指標のモニタリング結果に基づいて、適宜施策の見直しを行うものとする。

### (2) 個体数管理の方法

当年度の捕獲に関する施策の効果を生息状況、被害状況、生息環境の分析により評価し、次年度の捕獲水準等を定めるものとする。

#### ア 狩猟期間の延長

捕獲圧を高め、目標捕獲頭数を達成するために、法令で定められている狩猟期間 11 月 15 日から 2 月 15 日までを 11 月 1 日から 3 月 15 日まで延長する。

#### イ 休猟区における狩猟の特例制度の活用

県内の休猟区の全部又は一部についてシカに関して捕獲等を行うことができる区域を指定し、本計画の効果的・効率的な目標達成を図る。

#### ウ 狩猟における禁止猟法の一部解除

シカについては、輪の直径が 12cm を超えるくくりわなによる狩猟を認める。

#### エ 狩猟における捕獲頭数制限の解除

1 日当たりの捕獲頭数制限は、制限なしとする。

#### オ メスジカの捕獲

平成 19 年度に解禁されたメスジカの狩猟を継続するとともに、被害が大きい地域については、有害鳥獣捕獲により、捕獲効果が高い 4 月～6 月におけるメスジカの捕獲に努める。

#### カ 効果的・効率的な捕獲手法の導入の奨励

農林作物被害額が高い水準で推移する中で、被害軽減を進めるためには効果的で強い捕獲圧を加える工夫が必要かつ重要であることから、複数頭のシカを捕獲できる大型囲いわなや

遠隔監視装置等の新たな捕獲手法の実証を行い、効果等が確認された効果的・効率的な捕獲手法の導入を奨励するとともに、集落による捕獲体制の構築を図る。

キ 近隣県との連携による広域捕獲の推進

複数の都道府県にまたがって広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護又は管理にあたっては、高知県等関係する都道府県との連携の確保に努める。

ク 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・支援

鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、引き続きその育成・確保を進めていくことが重要であり、講習会等の開催や、「認定鳥獣捕獲等事業者制度」をホームページ等により広く周知するなど、引き続き認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保に努めるものとする。

ケ 将来を担う若手狩猟者の確保・育成

鳥獣の保護及び管理の担い手である狩猟者の育成及び確保は重要な課題であることから、狩猟者団体等の協力も得て、その実態を詳細に把握するとともに、狩猟者減少防止策のみならず、減少に歯止めをかけ増加に転じる策等を検討し、有効な対策を講じるものとする。そのため、銃猟を始めとした狩猟免許取得促進のための取組を継続することに加え、捕獲技術の向上を図り、継承していくための仕組みづくりと捕獲事業等に取り組む事業者の負担軽減が重要である。この問題に対処するため、狩猟に関するシンポジウム等を開催して情報発信や情報提供を行い、狩猟者のみならず一般県民等に対して広く普及啓発を行う。また、効率的な捕獲情報の収集やその電子化を行うことで、狩猟者の負担軽減や情報共有を図る。

コ 生息・捕獲等情報の収集及び活用

鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価するよう努めるものとする。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

サ その他

- ・ 島嶼部等、現在生息情報のない地域については、当該地域への分布拡大を特に注意して監視する。
- ・ 重点的に管理する3地域と石鎚山系地域以外の地域の有害鳥獣捕獲にあつては、少なくとも

も現状の捕獲圧を維持する。

### **(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施**

本計画の目標を達成するにあたって、既存の捕獲等事業に加えて、重点的に管理する3地域と石鎚山系地域において、県が認定鳥獣捕獲等事業者等に委託し捕獲等事業を実施する。

なお、事業実施の目的、実施期間、実施区域、事業の目標等については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）に定める。

## 7 生息地の保護及び整備に関する事項

地域の個体群について、生息水準を長期的に安定させるには、自然生息地の保護と人工的な環境整備の双方が必要であり、自然生息地である森林とその周辺、採食の場となりうる耕作地や耕作放棄地、それらの境界にあつて採食や休息・潜伏の場となりうる里山の森林とその周辺が主な対象地となる。

個体群の生息水準を安定させるには、食物供給源を適度なレベルで維持することが不可欠であり、植林地、耕作地、耕作放棄地及びその周辺での人工的な食物供給源の増加を抑えるとともに、森林の多様性を増大させて適度な食物供給源を維持することで、自然生息地の安定化を図る必要がある。

### (1) 森林管理

- ・森林皆伐跡地を放置することは、草地化や藪化による急激かつ局所的な食物増加につながり、個体数の増加要因となることから、択伐等の推進により森林の多面的機能の発揮に努めるとともに、防護措置をとった上で皆伐跡地への植栽を行うなど、計画的な森林施業を奨励する。
- ・樹冠が閉鎖して下層植生が失われた人工林は、恒常的な食物不足をもたらし、また、無防備な幼齢樹は、周辺の下層植生とともに過剰な食物供給源となる。これらは、生息分布の不自然な拡散や集中につながるため、定期的な下枝払いや間伐、適切な防護などを行う林業施業を奨励し、支援する。
- ・道路路肩や法面の草木は、特に冬期の過剰な食物供給源となり得るため、適切な法面等の管理方法を検討する必要がある。

### (2) 耕作地とその周辺の管理

- ・耕作地の農作物は、栄養価の高い過剰な食物供給源となるため、被害防除の観点に加え、シカにとって適切な生息環境とする観点からも、被害防除施設の整備が重要であり、集落への侵入を防ぐ効果的な防護柵等に関する情報収集やその啓発に努め、その整備を支援する。
- ・耕作地やその周辺への農作物の廃棄は、過剰な食物供給源となるばかりでなく、豊かな農作物の味を覚えさせてシカ本来の採食生態に変化を生じさせるため、農作物等を廃棄しないように農業者や地域住民に周知し、その実施を奨励する。
- ・耕作地周辺の草地化・藪化は、採食や休息・潜伏の場を提供することになるため、不適切な時期の草刈りや管理放棄が及ぼす悪影響と改善策を農業者や地域住民に周知し、その是正を図る。

### (3) 耕作放棄地とその周辺の管理

- ・未収穫農作物の放置も、耕作地やその周辺への農作物廃棄同様、過剰な食物供給や、シカ本来の採食生態の変化を生じさせるため、収穫を放棄した果樹や作物の除去等を農業者や地域住民に周知し、その実施を奨励する。
- ・耕作放棄地及びその周辺の草地化・藪化は、採食や休息・潜伏の場を提供することになるため、管理放棄が及ぼす悪影響を農業者や地域住民に周知し、対策を支援する。

## 8 その他管理のために必要な事項

### (1) 被害防除対策

シカ被害のうち、農作物被害については、概して生息地域と被害地域が重複しておらず、集落にシカを侵入させない対策が有効であるが、森林被害については、生息地域と被害地域が重複しているため、侵入防止対策の効果は局所的であり、個体数調整によって適正な生息密度を保つことが重要となる。

#### ア 農作物被害

農作物被害を軽減させるには、効果的な捕獲により個体数を調整するだけでなく、集落へのシカの侵入を防ぐことが極めて重要である。このため、未収穫作物等の除去や農地周辺の草刈りなど、シカを呼び込まない集落環境の整備や、金網柵、電気柵等の設置など、シカを侵入させないための被害防除施設の整備を積極的に推進し、集落ぐるみで取り組む鳥獣害防除対策の普及に努める。

さらに、研究機関等で開発された効果的・効率的な被害防除方法について、県内で実証を行い効果が確認できた技術の普及を図るとともに、県、市町、JA等の指導者に対し、研修会等を通じて適切な被害防除対策の普及に努める。

なお、これらの推進にあたっては、各種補助制度の積極的な導入を図るとともに、助成について情報の提供に努める。

#### イ 森林被害

本県のシカ被害の主な対象は森林であり、森林被害の防除は、被害総量の軽減に大きく貢献する。

主な被害である幼齢樹の食害や成木の樹皮剥ぎに対しては、造林地の周囲に金網柵、電気柵、防獣ネット等の被害防除施設を設置してシカの侵入を防いだり、保護材で幼齢樹や成木の幹を被い個々の樹木を保護したりする対策が有効であるが、対象面積や樹木が広大に広がる場合、設置の経費や手間、維持管理等の面で対応が困難となることもあるため、設置場所や被害の実情に合わせた被害防除を推進するとともに、合わせて、効果的な捕獲による個体数管理を推進して適切な生息密度の維持に努める。

また、研究機関等で開発された効果的・効率的な被害防除方法について情報を収集するとともに、林業者や地域の指導者等に対し、研修会等を通じて適切な被害防除対策の普及に努める。

### (2) モニタリング等の調査研究

個体数管理が適正に進行しているかどうかを判断するためには、生息数（密度）の指標、被害量や内容、生息環境等についてのモニタリングが不可欠である。今後、計画に沿った施策の取組状況をモニタリングの上、その効果を検証・評価し、保護管理に反映させていくこととする。

#### ア 狩猟による捕獲頭数等の把握

猟友会の協力を得て出猟カレンダーによる情報収集を行い、分布域の記録や捕獲効率などのデータを蓄積することで、生息動向の把握に努める。また、狩猟者の積極的な協力を得られるよう、趣旨等の説明に努めるとともに、狩猟日誌の様式等を検討して誤記・未記入率の減少と回収率の向上を図る。

#### イ 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数等の把握

有害鳥獣捕獲による捕獲実態を把握するため、毎年、市町・捕獲隊（者）の協力を得て有害鳥獣捕獲実態調査を実施する。

有害鳥獣捕獲日誌を各市町を通じて配布し、出動月日、捕獲方法、捕獲場所、捕獲従事者数、出合数、捕獲頭数、個体の性別等の状況調査を行う。

#### ウ 生息密度調査

本計画策定に当たっては、捕獲頭数、糞粒密度、目撃効率のデータを基に捕獲頭数に基づく階層バイズモデルを適用し、県全域の個体数を推定し、その結果を基に地域別の生息密度を算出した。今後は推定の精度を高めるため、生息密度の動向を把握する手法である糞塊密度調査を実施するとともに、狩猟日誌等の収集を並行して行い個体数推定の精度の向上に努める。

#### エ 農林作物被害状況の把握

被害実態の経年変化は、被害対策の妥当性を評価する指標であるとともに、生息動向や生息環境の変化の指標ともなる。この情報収集に当たっては、県関係機関、市町、関係団体、農林家等の協力を得て行うものとし、被害状況とともに、被害防除状況についてもデータ蓄積に努める。

#### オ 生息環境の把握

広い範囲で生息環境の変化が生じ、シカを誘引し又は忌避させるおそれのある場合には、予防的防除などの適切な対応が必要となる。シカの生息環境としての森林とその周辺、耕地や耕作放棄地、それらの境界となる里山などにおける自然災害や人為的改変の有無に留意するものとする。特に、新たな森林の皆伐や耕作の放棄、林道の新設等についての情報収集及び蓄積に努める。

また、高標高域の自然植生については、森林管理局・署等との連携を図り、特に南予南部地域のうち鬼ヶ城山系や篠山山頂付近のササ原の被食圧に留意して、裸地化による表土流出を未然に防ぐとともに、石鎚山系へのシカの侵入状況を把握したうえで、効果的捕獲等を促進し被害の拡大防止に努める。

### (3) 資源としての有効利用

シカは、昔から貴重な狩猟資源として肉や毛皮等が利用されてきたが、捕獲頭数の増加を図るうえで食肉加工等の取り組みはますます重要となることから、今後は、シカ肉加工等の

取組を促進し、資源としての有効利用を図る。また、シカ肉加工品の安全性と安定的な供給を確保するための必要な情報を提供するほか、捕獲個体の適切かつ円滑な処理を図るための施設整備等を促進する。

#### (4) 計画の推進体制

##### ア 愛媛県特定鳥獣適正管理検討委員会

専門的な見地により、本計画の実施状況、モニタリング調査等の調査結果の分析・評価を行うとともに改善点や計画の見直しについて検討を行う「愛媛県特定鳥獣適正管理検討委員会」を引き続き設置する。

##### イ 関係機関との連携強化

本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県及び市町、猟友会、J A、森林組合などの関係機関が相互に連携・協力して計画を推進する。

また、本計画の広域かつ効果的な推進を図るため、「愛媛県鳥獣害防止対策推進会議」、「愛媛県鳥獣害防止対策班」、「地区鳥獣害防止対策協議会」において、県レベル、地域レベルで各施策を総合的に検討、実施するとともに、「四国地域野生鳥獣対策ネットワーク」との連携を図り、隣接県との情報交換や連絡調整に努める。

##### ウ 四国他県との連携

高知県を始め、生息分布が連続する四国他県とは密に情報交換を行い、関係県での連携調査や連携捕獲の実施など、より効果的な施策を行うものとする。また、生息状況や生息環境などのモニタリング方法の統一化などにより情報共有体制を整備する。

##### エ 捕獲実施体制の整備

目標捕獲頭数の達成に向けて、捕獲圧を強化するため、各種講座を通じて狩猟免許の取得を促進するとともに、農業者や地域の指導者等の捕獲技術を向上させる技術研修会等により捕獲技術の向上を図り、狩猟者の人材育成を推進する。

これに加えて、有害鳥獣捕獲にあたっては、捕獲隊等の組織化を促進し、計画的な捕獲に努めるとともに、隣接市町間の連携捕獲の実施など、広域の個体数管理に対応できる体制の整備に努める。〔図-14〕



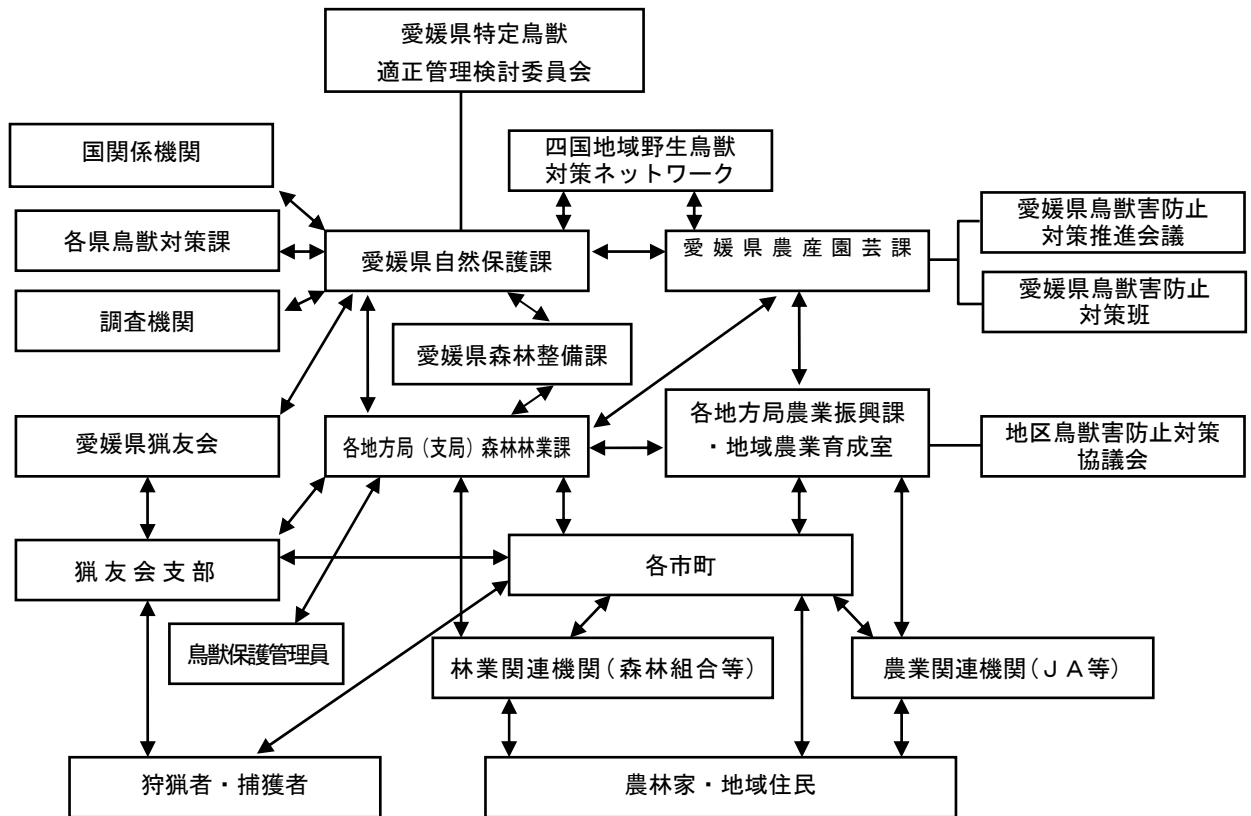


図-14 推進体制